第4回 茨城町未利用地等検討委員会 会議要旨

日時	平成 27 年 3 月 24 日 (火) 午後 3 時 00 分から午後 3 時 53 分まで				
場所	大会議室				
	【議会代表】	小	貫	1 通 委員 茨	城町議会議長
出席者		田	家	作 委員 茨	城町議会総務・経済建設委員長
	【石崎小学区内住民代表】	亀	Щ	郎 委員 学	校所在区長(中石崎区長)
	【広浦小学区内住民代表】	福	田	惠委員学	校所在区長(後谷区長)
		清	水		校評議員
	【川根小学区内住民代表】	髙	安	雄 委員 学	校所在区長(下飯沼区長)
		平	澤		校評議員・ブライトリーダー
	【上野合小学区内住民代表】	石	井		校所在区長(秋葉区長)
		小	林		校評議員・ブライトリーダー
	【沼前小学区内住民代表】	會	沢		校所在区長(宮ヶ崎区長)
		宇	野		校評議員
	【駒場小学区内住民代表】	江	幡		校所在区長(駒場区長)
		坂	本		校評議員
	【長岡第二小学区内住民代表】		Щ		校所在区長(矢頭東区長)
		永	峯		ライトリーダー
	【団体代表】	飯	田		城町教育委員会委員長
		佐	藤		城町区長会会長
		外	尚		城町商工会 青年部長
		平	澤	: 子 委員 N	PO 環~WA 代表
					(順不同,敬称略)
	【茨城町】柴義則副町長,江村	番甚-	一総務	画部長,事務局(総務企画部新政策審議室)
	〔議事〕				
会議次第	1 学校区別住民説明会について				
	2 学校跡地利活用(案)について				
	3 今後のスケジュールについて				
	4 その他				

1 開会

開会時の出席者は茨城町未利用地等検討委員会(以下「検討委員会」という。)委員 21 人中 19 人で, 条例第 6 条第 2 項にある委員の半数以上の出席人数を満たしているので,本日の会議が成立することを 報告する。

2 委員長あいさつ

県内44市町村中,30程度の自治体で学校の統合が進んでいるが,当町は県内でも統合の進捗が早い。 それだけ人口減少のスピードが速く,65歳以上の人口についても全体の30%を占める状況である。一方, 年間出生数は約200人だが,当町と人口が2,000人しか変わらない東海村では年間約400人が生まれて いるという。当町と比べて雇用の場があり、若い人たちが多く住んでいることが分かる。今後は、若い 人たちが多く集う町政を行い、より魅力のある町として発展してほしいと思う。

さて、利活用案については、これまでアンケート、広聴会等で町民の方々の意見を伺ってきた。町の 財政状況等の現状に見合い、かつ地域活性化の起爆剤となる企画というのはなかなか難しいが、できる 限り町民の方々の意向を反映し、委員各位の英知を結集してとりまとめ、町長へ具申したいと考えてい る。そのため、忌憚のない活発な意見交換をお願いする。

3 議事

(事務局)

3月の上旬に行った各学校区説明会の内容についての報告,来月から実施するパブリックコメントに 諮る利活用案,今後のスケジュール等について説明させていただくので,審議をお願いする。

なお,委員会設置条例第6条により,議事進行は佐藤委員長にお願いする。

(委員長)

まずはじめに、「学校区別住民説明会について」を議題とする。事務局の説明を求める。

議事1 学校区別住民説明会について

(事務局)

3月3日から3月11日にかけ,前回の検討委員会で承認いただいた各学校区の利活用案を住民説明会で説明した。その際に出た主な意見を紹介する。

川根小学校区だが、「校舎を利用し、農産物以外の生鮮食品を販売する店舗を誘致してほしい。」「スポーツ等を目的とした多世代の交流拠点とするならば、施設や指導者、保健関係の専門家等の配置も含めたより具体的な計画を示してもらいたい。」等の意見を頂いた。維持管理については、「シルバー人材センターに委託してはどうか。管理人の設置も検討してもらいたい。」「町で補助制度を作り、地域で申請するような形にしてはどうか。」等の意見を頂いた。

上野合小学校区については、「少年団等がグラウンドを利用する場合、校舎等の外側にある水道を使えるようにしてもらいたい。」「防災拠点とするならば、水道、電気、トイレ、備蓄品倉庫等を整備し、いざという時に使えるようにしてもらいたい。」等の意見を頂いた。また、「再生可能エネルギー施設が整備されると、地域住民が利活用できない。」という意見も頂いた。この他、「これまで開催していた社会福祉協議会の地区大会、上小祭を閉校後も継続したい。」「防災拠点を兼ねた地区センターを整備し、地域の交流はもちろん、将来的に姉妹都市を結び、子どもたちを相互に受入れ、農業体験等を行い、都市との交流を図れるようにしてはどうか。」等の意見を頂いた。維持管理については、「耐震性のない校舎、敷地内の不要な物を撤去し、草刈り等しやすいようにしてはどうか。」等の意見を頂いた。

沼前小学校区については、「沼前幼稚園を小学校跡地に移転させた方が良いのではないか。」「資格保持者に定期的に来てもらえれば、より質の高い健康づくりができると思う。」「スポーツ拠点ということで整備するならば、一定規模の駐車場を確保してほしい。」等の意見を頂いた。維持管理については、「区長会等で話をしてほしい。」「必要のない樹木、設置物等は除去し、維持管理しやすい状態にすべきである」等の意見を頂いた。

駒場小学校区については、文化的施設の代替施設として暫定的に利活用する案を示したが、「空き教室を空手の練習に使いたい。」「空き教室を特定団体の専属活動場所として使用したい。」「運動会等、イベントの開催時には駐車場が満杯になることが予想されるので、周辺の町民に迷惑がかからないよう対策を考えてほしい。」文化的施設の代替施設としての利用促進のため、「各団体に利用希望を取った方が良いのではないか。」等の意見を頂いた。維持管理については、「地域に協力を求めるのであれば、利用団体が増えなければ難しい。」「区長会等で話をしてもらうのが良いのではないか。ただし地区の戸数も考慮した方が良い。」「地域に預けられても無理だと思う。利用していないのになぜという話になるのではないか。」等の意見を頂いた。

広浦小学校については、「下石崎の公民館には調理室がないので、跡地に整備してもらえれば、各公民館に整備しなくて良い。」「今年6月にラムサール条約に登録される際、涸沼自然公園に通じる町道整備が観光や地域振興の要になるので、しっかり取組んでもらいたい。」「宿泊施設の整備には多額の費用が

かかり次第に集客できなくなることも十分に考えられるので、大学の合宿施設等として貸出しや売却等し、その分の収入をスクールバスの無料化等に充ててほしい。」「役場の出張所として利用してほしい。」「広浦運動広場に、閉校後、広浦小学校のグラウンドが加わると運動場が2つになり、地区に2つの運動場は不要と思うので、検討してほしい。」等の意見を頂いた。維持管理については、「地域で行うとなると組織を作らなければならない。また後継者がいないので継続性に欠ける。」等の意見を頂いた。

石崎小学校区については、「今後の財政状況、集客見込み等から総合的に勘案し、民間への売却等、幅広い視野から利活用を検討してほしい。」「耐震基準を満たしていない校舎は、万が一、地震があった時に危険なので、解体、撤去してほしい。」「閉校後も元の小学校でイベント等をする機会があれば良いと思うので、検討してほしい。」等の意見を頂いた。また、「週3日程度、幼稚園を開放しているが、需要が多く、それに応えるには現在の幼稚園の開放だけでは難しい。ミニ公園等の施設を整備してもらえれば、その要望に応えられる。」「解体、撤去費用を含め地方創生交付金を活用しながら、よく検討してほしい。」「体育館に冷暖房施設を整備してほしい。」「地域コミュニティの活動拠点という方向性であれば維持管理に地域が協力するのはやむを得ないと思うが、町からの支援も必要なので、それを示してほしい。」「荒れた状態で校舎やグラウンド等を残しておくのは良くないので、よく検討してほしい。」等の意見を頂いた。

学校区別説明会ではこのようにさまざまな意見や要望を頂いたが、利活用の方向性については、出席者の皆さんから理解を得たと認識している。

(委員長)

ただいまの説明について,委員各位から質問,意見等を承る。

(委員)

上野合小学校区の説明会に同席したが、再生可能エネルギー施設を整備されると、地域住民は跡地を利用できないという意見があった。ほとんどの方がメガソーラーのイメージを持っていたためだと思う。新しいものを提案する場合には、地域住民の方へ分かりやすい説明が必要である。どの程度の敷地面積が必要であるかも含め、バイオマスエネルギーについて具体的な説明が必要だと思う。

(委員長)

ただいまの意見に対し、事務局に回答を求める。

(事務局)

確かに、再生可能エネルギー施設について太陽光発電施設をイメージされており、それを整備される とグラウンドが使えなくなるという意見を頂いた。利活用の方向性として挙げた再生可能エネルギー施 設は、バイオマスエネルギー等、太陽光発電とは別の施設であることを説明した。

(委員)

出席者の方々は太陽光発電や風力発電等のイメージを持っていたようで、公害はないのかという質問も出た。バイオマスエネルギーを利用した発電を行っているところは他にもあるが、問題はないと聞いている。

(事務局)

今後、再生可能エネルギー施設について分かりやすい表現を用いたいと思う。

(委員)

意見を集約するに当たり、校舎が残る学校、残らない学校に分類し、学校別の他に、町全体としての 校舎、体育館、グラウンドに分けた利活用の方向性の整理が必要だと感じた。

(委員長)

ただいまの委員の質問について、事務局に回答を求める。

(事務局)

資料2の学校跡地利活用方針の中で、町全体として、校舎、体育館、グラウンドと分けた整理をして おり、この後、それに従って作成した学校ごとの利活用案についても説明したいと考えている。

(委員長)

他に意見、要望等はあるか。

ないようなので、本議題はこれで終了させていただく。

議事2 学校跡地利活用(案)について

(委員長)

次に、学校跡地利活用(案)について、事務局に説明を求める。

(事務局)

まず背景及び目的だが、平成 23 年 3 月に策定された茨城町小中学校再編計画に基づき、平成 28 年 3 月までに 6 校の小学校が閉校となる。学校跡地は地域活性化の観点から有効活用することが重要課題となっており、今後の学校跡地利活用についての指針とするための基本的な考え方を示すものとする。

閉校となる学校跡地の位置図は、資料をご覧いただきたい。

学校施設等の現況については、校舎は昭和 40 年代から昭和 50 年代に建築されたものであり、老朽化した施設が多い。校舎で耐震性を有しているのは駒場小学校のみだが、体育館は全校で有している。各学校の施設概要及び平面図は、資料をご覧いただきたい。

学校跡地活用の基本的な考え方については、第一に町民の方々の意見反映として、学校跡地は地域住民の身近なコミュニティの場として、思い出深い場所であることに鑑み、アンケート調査、学校区別広聴会、住民説明会及びパブリックコメントを実施し、地域の意見、要望を十分に配慮した上で利活用の検討を行った。次に地域振興だが、学校跡地は基本的には公共施設等として利活用する方向で、施設の状況、立地条件、地域性等も考慮しながら、幅広い視点から総合的に勘案し、地域の活性化や交流の場として最大限に有効活用が図れるよう検討を行った。最後に、町施設としての利活用だが、文化的施設の代替施設等、町の施設として学校跡地を有効活用できるものは、利活用する検討を行った。

推進体制について説明する。検討委員会において、諮問事項に基づく協議、検討を行ってきたが、この間、学校ごとに2回の広聴会を開催し、地域の意見を集約した。また、町のホームページへの掲載やニュースの発行等により、進捗状況を町民の方々に周知してきた。

アンケート調査について説明する。昨年9月に町民の方々の考えを聞かせていただくため、約2,800 人を対象に実施した。その概要をまとめたものは、資料をご覧いただきたい。

学校跡地の利活用方針について説明する。校舎については、閉校となる6校の内、耐震基準を満たしている駒場小学校は、引続き有効活用を図る。その他の学校は耐震補強工事が必要となるので、利活用目的、費用対効果、管理上の安全性等を勘案しながら施設の再利用について検討し、最終的に再利用しないと決定した場合は、校舎の解体、撤去を検討する。体育館については、すべての学校で耐震基準を満たしていることから、引続きスポーツ団体への施設開放を行うと共に、防災拠点、地域の避難所として有効活用を図る。グラウンドについては、引続きスポーツ団体等への施設開放を行うと共に、ドクターへリの緊急離発着所として有効活用を図る。学校跡地の機能分担については、アンケート調査や学校区別広聴会等で集約した地域の意見や要望を踏まえ、各学校の施設状況、立地条件及び地域性等を考慮しながら、幅広い視点から総合的に勘案し、各学校に機能を分担させ、その地域にふさわしい利活用の検討を行った。維持管理については、地域や各団体の方々に利活用していただきな

がら,できるだけ地域や各団体の方々の協力をいただきたいと考えている。必要な行政支援は,検討を行っていく。

学校跡地利活用(案)について説明する。これまでアンケート調査や学校区ごとの広聴会を実施して地域の意見、要望を伺い、先程、説明した利活用方針に従い、検討してきたところである。

石崎小学校については、子育て世帯向けのミニ公園、子育て支援事業、高齢者向けのスポーツ施設等、多世代が交流できる拠点づくりを検討する。また、町の農業振興を図るため、農業関連施設の誘致等について検討する。校舎については、昭和43年から昭和44年に建築され、建築後、45年から46年が経過しており、施設の老朽化が激しい状況である。校舎を再利用するには耐震補強工事や大規模改修工事が必要となり、多額の経費を要するため、費用対効果や管理上の安全性等を勘案し、最終的に再利用しない場合は段階的に解体、撤去を検討する。体育館は、引続きスポーツ団体等への施設開放を行い、有効活用を図る。また、町民の方々の安全、安心を守るため、災害時の避難所として防災機能の充実を図り、地域の防災拠点とする。併せて町民の方々の健康拠点づくりについても検討する。グラウンドについては、引続きスポーツ団体等への施設開放を行うと共に、緊急時の避難場所、ドクターへりの緊急離発着所として有効活用を図る。

広浦小学校については、町のシンボルである涸沼や観光の拠点である涸沼自然公園に近接しており、 今年6月にラムサール条約湿地登録が予定されていることから、観光振興や地域活性化を図る観点から宿泊施設や体験学習施設について検討する。校舎については、昭和53年建築であり、閉校となる他校と比較しても新しい施設なので、立地条件等を考慮し、耐震補強工事等、既存施設の有効活用を検討する。体育館、グラウンドについては、先に述べた内容と同様です。

川根小学校については、町民の憩いの場となるミニ公園、町運動公園の施設を補完するスポーツ施設として多世代が交流できる拠点づくりを検討する。また、インターチェンジが近くアクセス道路にも恵まれており、都市計画法上、区域指定内で、住宅の立地が可能であることから、中長期的には若者の定住促進や地域の活性化を図るため、住宅整備等についても検討する。校舎については、最終的に再利用しない場合、段階的に解体、撤去について検討する。体育館、グラウンドについては、先に述べた内容と同様です。

上野合小学校については、町民の憩いの場となるミニ公園、茨城空港やインターチェンジが近くアクセス道路に恵まれた状況であることから都市部との交流拠点、エネルギーの地産地消を推進する再生可能エネルギー施設等について検討する。先程、意見の出た再生可能エネルギー施設の具体的な内容の提示については、今後、表現を分かりやすいものに変更する。校舎については、最終的に段階的な解体、撤去を検討する。体育館、グラウンドについては、先に述べた内容と同様です。

沼前小学校については、町スポーツの活性化を図るため、スポーツ拠点施設としての利活用を検討する。グラウンドはサッカー場として全面芝生化の検討をし、校舎は最終的に再利用しない場合、段階的な解体、撤去を検討する。体育館、グランドについては、先に述べた内容と同様である。

駒場小学校については、校舎を改修し、暫定的に文化的施設の代替施設として文化事業の充実を図る。また、将来にわたり保存すべき町の貴重な資料、民具等の保管場所や高齢者向けのスポーツ施設等について検討する。校舎は耐震基準を満たしており、閉校となる他校と比較しても新しい施設であるため、改修工事を行い、既存施設の有効活用を図る。体育館については、沼前小学校と同様の内容です。グラウンドについては、他校と同様の利活用に加え、4月に開校予定の青葉小学校での行事や町のイベント開催時の臨時駐車場として利活用する。

以上の利活用案は各学校の方向性を示すものであり、検討委員会からの答申後、町の財政状況を勘案し、具体的な実施計画を策定したいと考えている。前回の検討委員会でも説明したが、まち・ひと・ しごと創生法に基づき、年内を目途に地方版総合戦略を策定する予定である。平成27年度を初年度と し、今後5箇年の政策目標、施策の基本的方向や具体的な施策を検討するもので、地方版総合戦略の 策定に当たり、学校跡地利活用に係る施策についても十分検討を行い、その内容を盛込み、国からの 交付金を最大限活用できるよう財源確保に努めていく。

(委員長)

ただいまの説明について、検討するという文言が多く見受けられるが、検討するのは具体的にどの 機関でどのように行うのか。学校跡地利活用については、地方創生と関連して事業を実施できれば効 果的な運用ができると考えているため、先の質問をした。

他に、委員各位から意見、要望等はあるか。

閉校する6校を総括した町全体の校舎,グラウンド,体育館の利活用について説明があり,これについて,先程,委員から質問が出たと思うが,事務局からの説明に対し,どうか。

(委員)

検討委員会の具体的な検討の対象項目が明確でないと思う。以前、事務局にも話をしたが、予算的な裏付けを出してもらわなければ、抽象的な方向性の協議に終始し、答申がまとまらないのではないか。

(委員長)

委員からの意見に対し、事務局の回答を求める。

(事務局)

御指摘の一番の問題は財源であり、現段階ではその裏付けが取れない状況にある。解体にも相当の 費用がかかるということなので、平成27年度、平成28年度にかけて公共施設管理計画を策定し、優 先順位を付けて解体していく予定である。その計画がまだ明示できないので、抽象的な表現に止まっ ているが、今お話した状態であるということで了承いただきたい。

(委員)

校舎もグラウンドも、利活用の方向性は同一の内容が多いと感じる。私は民間への売却を提案したいと考えていたのだが、大きな商社等に町から申し出を行ったことはあるのか。

(事務局)

町長の方針で売却しないということだったので, 売却の検討は行っていない。

(委員長)

特定施設の建設等に関する検討ではないので、抽象的な文言に止まらざるを得ないところはある。 その状況の中で委員各位の意見をまとめ、最終形を作っていく検討となることは了承いただきたい。 その他に質問、意見等はあるか。

異議はないようなので、次の議題に移らせていただく。

議事3 今後のスケジュールについて

(委員長)

今後のスケジュールについて, 事務局に説明を求める。

(事務局)

今後、4月上旬から1か月間、パブリックコメントにより利活用案を公表し、意見を頂く予定である。その後、5月中旬頃、再度、検討委員会を開催し、パブリックコメントで頂いた意見を協議していただく。6月上旬に答申を予定しているが、答申に向けての協議についても、5月の検討委員会で行っていただくことを考えている。

(委員長)

今の説明について、質問、意見等はあるか。

(委員)

パブリックコメントの範囲は、町内か。

(事務局)

町のホームページへの掲載の他、役場で閲覧いただく体制を整える。

(委員長)

農村部では、ホームページに掲載されても閲覧できる人が少ないのが現状である。

(事務局)

パブリックコメントは、回覧によっても周知を行う予定です。

(委員長)

回覧による周知もぜひお願いしたい。

議事4 その他

(委員長)

次に, その他について, 事務局に説明を求める。

(事務局)

各種団体の役員改選等の時期になると思うが、実質、次の検討委員会の開催を経て答申となるので、 役が代わる方がいても、可能であれば委員を継続してほしい。継続が困難な方は、事務局に話を頂き たい。辞任される方が出た場合、規約にも抵触しないので、敢えて後任の方は選任しない予定である。 後任の方が来られても状況を把握できずに答申を頂くことになってしまっては良くないと考えている。 そのような形で進めたいと思うが、委員長、委員各位に諮っていただきたい。

(委員長)

期間は、この後、2~3箇月なので、委員各位には継続をお願いしたいと思う。

(事務局)

それでは、委員各位にそのような形でお願いする。

(委員長)

議事について終了したので、進行は、事務局へお返しする。

(事務局)

次回は5月中旬頃の開催を予定している。